平成２９年（フ）第４２２号
岐阜県羽島市竹鼻町駒塚579番地
債務者　平山　徳治
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４２６号
岐阜市伊奈波通１丁目12番地１　（イナバホームズ　201）、前住所岐阜市大菅北３番22号
債務者　後藤真奈美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北６丁目95番地
債務者　奥山　千賀
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３３７号
大津市陽明町１番14号
債務者　辻田　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４０号
大津市馬場２丁目９番11号
債務者　Ｐｉｎｋｙ　ｈｅａｒｔこと　中澤　純子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６３号
大津市柳川１丁目18番20―105号
債務者　川村　朋代
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７７号
滋賀県甲賀市水口町本町３丁目５番10―103号
債務者　伊藤　清国
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８９号
大津市一里山２丁目12番14号コーポ本郷202号
債務者　三吉　佳子（旧姓矢崎）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９７号
滋賀県栗東市荒張996番地79
債務者　中村　千晶
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９８号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄1035番地―105号、前住所大阪府泉大津市虫取町２丁目６番31―６号
債務者　土井　隆章
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４００号
滋賀県高島市安曇川町田中505番地８
債務者　板倉未代子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０６号
大津市若葉台６番38号コーポササキ
債務者　伊藤　勝治
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７５号
兵庫県姫路市南畝町２丁目23番地　雲見文化住宅１Ｆ東
債務者　芦田　國雄
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２２号
兵庫県加古川市野口町北野632番地の１　エメラルドマンション東加古川904号、従前の住所大阪市中央区南久宝寺町２丁目６番３―401号
債務者　井手　大貴
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１号
鹿児島県志布志市松山町尾野見42番地３　尾野見住宅509号
債務者　園田　留奈
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
青森県三戸郡三戸町大字蛇沼字八切35番地
債務者　田中　明夫
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
三重県鈴鹿市長太旭町５丁目３番28号　ファミーユ・レイ203号室、前住所三重県松阪市末広町２丁目200番地　エスペラント末広Ｒ２　109
債務者　奥川　　周
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
津地方裁判所破産係